

秘密情報保護方針

1. 基本的な考え方

日本製麻株式会社は、当社とお客様・取引先との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、以下の秘密情報保護方針を定めます。当社内の秘密情報およびお預かりした秘密情報保護の確保と日々の改善に努めることが当社の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、本秘密情報保護方針を遵守します。

なお、秘密情報とは、以下のとおり、秘密情報を含む可能性のあるすべての有形資料および電子情報を含むものとします。

- ・ 取引先から貸与された一切の資料
- ・ 前項の複製・要約・その他二次的資料。
- ・ 電子メールやFAX、郵便物、電子掲示板などの内容および通信履歴。
- ・ 業務遂行に際し作成された一切の資料。
- ・ 業務の成果物のうち、秘密情報を含む一切。

当社においては、特に取引先から受けたレシピ、製造方法、製造スケジュール、原価、仕入価格、販売金額、取引先情報（取引条件や契約締結状況を含む。）、決算関係情報等を秘密情報として重視いたします。

当社の事業においては、秘密情報の収集、預かり、伝達、報告、返却、消去といった業務が発生します。そのため秘密情報が守られなければ、当社に対する信頼の失墜、失落は免れません。したがって、当社の全員が不断の努力をもって、秘密情報を保護し、方針を遵守する責任があり、意図の有無を問わず、当社内外の秘密情報に対する権限のないアクセスや改竄、複写、破壊、漏洩等を行ってなりません。

2. 秘密情報の管理のあるべき姿

当社は、機密情報等を適切に管理するために、以下の「あるべき姿」の実現に努めます。

- (1) 秘密情報管理規程その他の社内規則等の整備を図り、関連法令等を遵守すること。
- (2) 秘密情報の管理の責任体制を明確にし、対策の策定・展開、および取引先等との連携などに取組むこと。
- (3) 秘密情報が明確になっており、情報開示先を含めその管理状態が把握されていること。
- (4) 秘密情報へのアクセス制限が担保されていること。
- (5) 故意の情報の持ち出し、過失による情報漏洩及び、不正な情報入手を抑止する仕組みがあること。
- (6) 事件・事故発生時の対応が明確になっていること。
- (7) 「Plan-Do-Check-Action」の管理サイクルを回し、制度・仕組みなどのあり方を継続的に改善すること。

3. 秘密情報の管理に関する取組み

当社は上記「あるべき姿」を実現するために、以下の必要な対策を講ずるとともに、役員、従業員に対しても遵守事項を明確にし、機密情報等の保護を徹底します。

- (1) 社内規則等の整備を図り、関連する法令等の遵守の徹底に努めます。また、秘密情報の管理に関する教育等を継続的に実施し、違反者に対しては厳正に対処します。
- (2) 取締役会で選任した取締役を管理責任者とし、責任と役割を明確にして、秘密情報の適切な管理に努めます。また、本方針を取引先へもお伝えし、適切な機密管理をめぐした対策の構築などをお願いするとともに、要請があれば、必要な助言などを

行ない、秘密情報の保護に努めます。

- (3) 秘密情報の洗い出しを行い、機密区分に応じた適切な取扱いとなるよう努めます。
また、社内外への情報開示先についても、定期的に管理状態の把握に努め、問題点等があれば、必要な対策に取組みます。
- (4) アクセス制限等物的・システムの対策を定め、機密情報等に対する不正侵入、漏洩、改ざん、紛失・盗難、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
- (5) ログ等の監査や機密情報等の定期的な棚卸しにより、情報漏洩・不正な情報入手の防止・抑止に努めます。
- (6) 万一機密情報等の漏洩やセキュリティ上の問題が発生した場合、その原因を究明し、被害を最小限に止めるために、速やかな関係部署への連絡、情報開示等適切な対応を行ない、その後の再発防止に努めます。
- (7) 秘密情報の管理の取組みについて、常にP D C Aの管理のサイクルを回すことにより、継続的な改善に取組みます。

特に自主点検と監査によるチェックを行い、状況の変化に合った秘密情報の管理の実現に努めます。

日本製麻株式会社
代表取締役社長 森 欣也